(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤)の部	ワクチン(シードロット製剤)の部
猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症 混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(シード)	猫ウイルス性鼻気管炎・猫カリシウイルス感染症3価・猫汎白血球減少症 混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン(シード)
1・2 (曜各)	1・2 (略)
3 試験法	3 試験法
3.1 製造用株の試験	3.1 製造用株の試験
3.1.1 マスターシードウイルスの試験	3.1.1 マスターシードウイルスの試験
3.1.1.1~3.1.1.3 (略)	3.1.1.1~3.1.1.3 (略)
3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法	3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験法
3.1.1.4.1 (略)	3.1.1.4.1 (略)
3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験	3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験
3.1.1.4.2.1 (略)	3. 1. 1. 4. 2. 1 (略)
3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験	3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験
<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u> 、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日	<u>牛ウイルス性下痢-粘膜病ウイルス</u> 、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイ
本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試	ルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイル
験法の1.1、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければなら	ス否定試験法の1.1、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなけ
ない。	ればならない。
3.1.2・3.1.3 (略)	3.1.2・3.1.3 (略)
3.2 株化細胞の試験	3.2 株化細胞の試験
3.2.1 マスターセルシードの試験	3.2.1 マスターセルシードの試験
3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)	3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)
3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験	3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験
3. 2. 1. 5. 1 (略)	3. 2. 1. 5. 1 (略)
3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験	3.2.1.5.2 特定ウイルス否定試験
3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)	3. 2. 1. 5. 2. 1 (略)

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、目本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の 1.2、3.2.5、3.2.6及び 3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3. 2. 1. 6 • 3. 2. 1. 7 (略)

(略)

3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験

<u>牛ウイルス性下痢ー粘膜病ウイルス</u>、犬パルボウイルス、猫汎白血球減少症ウイルス、日本脳炎ウイルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、3.2.5、3.2.6及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

3. 2. 1. 6 • 3. 2. 1. 7 (略)

(略)